

令和3年第8回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和3年8月26日（木） 午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和3年第8回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
（農業委員18名、農地利用最適化推進委員6名、
事務局5名）
- 5 議 事 別紙のとおり

令和3年第8回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	×

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	×
2	東 穰	○
3	武藤 昌弘	×
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	×

出席 6名

欠席 3名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	山腰主査

	氏名・役職
5	松本主査

計 5名

別紙

<p>事務局長</p>	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和3年第8回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
<p>事務局長</p>	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>(会長挨拶)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は、議案審議の前に、研修を2つ行います。</p> <p>まずは、金沢市農業センターの岡田所長 から、金沢農業大学校と新規就農予定者について説明していただきます。岡田所長、よろしく願います。</p>
	<p>(説明、質疑応答)</p>
<p>事務局長</p>	<p>岡田所長、ありがとうございました。(岡田所長退席)</p> <p>続きまして、農地転用許可制度について事務局から改めて概要を説明いたします。</p>
	<p>(説明、質疑応答)</p>
<p>事務局長</p>	<p>なお、転用許可に関する補足資料につきまして、今月より説明項目の順番を変更することといたしました。後ほどの転用許可の議案審議の際にご確認ください。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしく願います。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。</p> <p>よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたし</p>

	<p>ます。</p> <p>また、推進委員の出席者は6名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、下村委員と、五坊委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われませんがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)
会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。</p> <p>それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。</p> <p>太平副会長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、前回の令和3年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和3年第7回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請5件については、7月28日付けで許可書を交付しております。</p> <p>非農地証明願7件については、7月28日付けで証明書を交付しています。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、8月2日付けで公告しております。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
太平副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p>

	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、潟津地区から1件、川北地区から2件、大徳地区から1件、計4件の申請がありました。</p> <p>番号1は、北間町の案件で、所有権の移転を伴う車両置場兼資材置場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、北陸鉄道浅野川線北間駅が300m以内にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は、東蚊爪町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う自己住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内農地ですが、現在、農振除外の手続き中です。水管と下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ、500m以内に美里医院と高松医院があることから、農振除外後は第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号3は、大浦町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、下水道管とガス管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ、500m以内にキッズスクールオオウラと大浦小学校があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号4は寺中町の案件で、所有権移転を伴う墓地への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の規模</p>

	<p>の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断されますが、本件の墓地は周辺の居住者の日常生活に必要な施設であり、集落に接続して設置されるものであることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、4件で面積は合計849㎡です。ご審議の程、よろしくお願いします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、藤田委員から調査結果をご報告願います。</p>
藤田委員	<p>8月18日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
太平副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
A委員	<p>墓地の変更許可は下りているのか。</p>
事務局	<p>現在、手続き中であり、許可の見込みです。</p>
太平副会長	<p>ほかに質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は2ページから4ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1及び番号2の2件の申し出がありました。</p>

	<p>どちらも使用貸借による権利の新規設定で、契約期間が10年のものと7年のものです。面積は合計18,395㎡です。</p> <p>また、所有権移転について、1件の申し出があり、面積は5,897㎡です。</p> <p>いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は5ページから17ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が11件で、面積は合計3,525㎡、第5条が34件で、面積は合計12,836㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>

太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は18ページ及び19ページです。</p> <p>届出件数は4件で、面積は合計8,841㎡、取得事由は相続で、あっせんの希望はありません。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は20ページから22ページです。</p> <p>権利設定に関して、森本地区で2件、小坂地区で4件、安原地区で1件あり、面積は合計28,695㎡です。</p> <p>賃借権の設定が6件、使用貸借による権利の設定が1件で、契約期間はいずれも10年です。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第5条の規定による許可処分の取消しについて、報告いたします。議案書は23ページ及び24ページです。</p> <p>件数は5件で、面積は合計829㎡です。いずれも、同じ農家住宅への転用を目的に許可されたものですが、許可後に住</p>

	<p>宅の建築箇所を変更する必要があることから、許可処分を取消したものです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
B委員	<p>建築規模が変わっただけならば、許可処分を取消す必要はないのではないかと。</p>
事務局	<p>別の土地に建築することとなったため、許可処分を取消す必要があります。</p>
太平副会長	<p>ほかに質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
小林副会長	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第3号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第3号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更に当たり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから6ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、内川地区において、545.00 m²を農用地区域から除外することに伴うものです。</p> <p>なお、農用地区域への編入及び用途区分の変更はありません。</p>

	<p>ん。</p> <p>農用地区域から除外する2件についてご説明します。5ページをご覧ください。</p> <p>番号1は、別所町において農家分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置されることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>6ページの番号2は、蓮花町において農家分家住宅に転用する計画のもので、除外後の農地区分は第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置されることから、転用許可の見込みがあるものと考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第3号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号は、金沢市長あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>

会 長	ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	それでは最後に、8月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦労様でした。以上で、散会といたします。